

名古屋市ブランドパートナー登録制度実施要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、名古屋の魅力や価値を生み出し、発信することにより、名古屋市と共に名古屋ブランドの確立を目指す「ブランドパートナー」の登録に関して必要な事項を定める。

(ブランドパートナーの対象)

第 2条 ブランドパートナーの対象は、名古屋市と共にシティプロモーションを推進する意欲のある民間企業、大学、NPO、その他各種法人・団体（以下「民間企業等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は対象から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第 2条に規定する風俗営業を行うもの
- (2) 納付すべき税を滞納しているもの
- (3) 反社会的勢力であるか反社会的勢力との関わりがあるもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第 6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けている団体
- (5) 代表及び役員に破産者および拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体
- (6) 会社更生法（平成14年法律第 154号）及び民事再生法（平成11年法律第 225号）等による手続き中である団体

(ブランドパートナーに係る費用負担)

第 3条 ブランドパートナーの入会金及び年会費は無料とする。ただし、ブランドパートナーとしての活動に必要な経費は原則ブランドパートナーが負担するものとする。

(ブランドパートナーの登録基準)

第 4条 ブランドパートナーの登録基準は次のとおりとする。

- (1) シティプロモーションの推進に向けた取組み及び活動内容について名古屋市に示していること。
- (2) 前号に規定する取組み及び活動内容が、次のいずれかに該当しないこと
ア 法令等で製造及び提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務及び商品を提供するもの。

イ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの。

ウ 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの。

エ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ若しくは、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。

オ 専ら営業又は広告宣伝を目的とするもの。

カ その他内容が第1条に掲げるブランドパートナーの目的に反するもの。

(3) 法令や公序良俗に違反していないこと。

(ブランドパートナーに求められる活動)

第5条 ブランドパートナーは、第1条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに掲げる活動を展開する。

- (1) ブランドパートナーの企業活動、商品、サービス、ウェブサイト、SNS等を通じた、名古屋の魅力創出および名古屋市のブランドロゴ、シティプロモーションサイト、名古屋の魅力等の発信
- (2) 名古屋市が提供するプロモーションツール（ノベルティ、ポスター等）の掲出等を通じたプロモーション活動への参加及び協力
- (3) 名古屋市と連携して実施する共同事業を通じたプロモーション活動
- (4) 各種イベント等へ名古屋市と共同出展することによるプロモーション活動
- (5) その他目的達成に必要な活動

(事務局)

第6条 ブランドパートナーに係る事務については、名古屋市ブランドパートナー事務局設置要綱に定める名古屋市ブランドパートナー事務局（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(ブランドパートナーの登録方法)

第7条 登録申請しようとする民間企業等は、ブランドパートナー申請書を事務局に提出するものとする。なお、その他名古屋市が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(ブランドパートナーの登録)

第8条 事務局は、提出された前条に規定する書類を確認し、第4条の登録基準に適合すると認められるときは、ブランドパートナーとして登録する。結果については書類の提出から2週間以内を目安に通知することとする。

(ブランドパートナーの有効期間)

第9条 会員の有効期間は、登録した年度の年度末とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、ブランドパートナーからの退会の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(ブランドパートナーによる活動状況の報告)

第10条 ブランドパートナーは、シティプロモーションに係る活動の状況等について、毎年1回、事務局に報告しなければならない。また、事務局は随時、活動状況の確認の参考となる資料の提出を求めることができるものとする。

(登録情報の変更)

第11条 ブランドパートナーは、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に報告しなければならない。

(退会の報告)

第12条 ブランドパートナーは、第9条の有効期間にかかわらず、退会予定日の1か月前までに事務局へ通知することにより、退会できるものとする。その際、事務局に対して、退会に関する何らの損害の賠償を求めることはできない。

(登録の取消し)

第13条 事務局は、ブランドパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2号アからカまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録したことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ブランドパートナーとして適当でないと認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ブランドパートナーの登録に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。